

## 建物清掃警備等業務における最低制限価格等の算定

建物清掃警備等業務における最低制限価格又は調査基準価格は、札幌市役務契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度運用要領に基づき、積算体系に応じた積上げ(合算額)となります。

(1) 範囲：予定価格の70%～90%

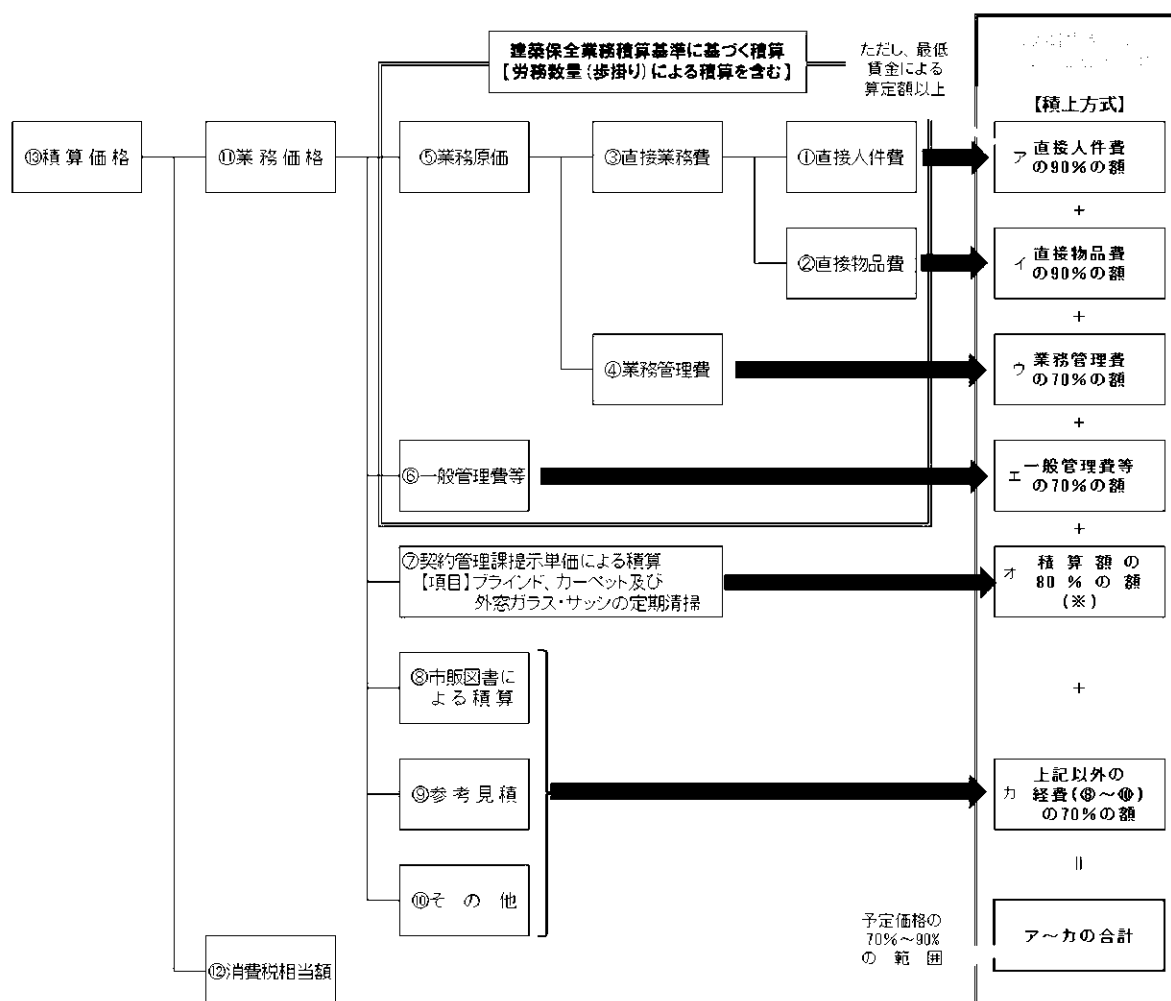
(2) 算定方法(下図参照)

①直接人件費の90% + ②直接物品費の90% + ③業務管理費の70%

+ ④一般管理費等の70% + ①～④以外の経費の70%

※ 直接人件費の90%の額は、最低賃金(最低賃金法に定める北海道地区の最低賃金)による算出額以上となりますので、直接人件費の90%の額が最低賃金による算出額を下回る【直接人件費の90%の額<最低賃金による算出額】場合には、①の額は「最低賃金による算出額」となります。

### 【最低制限価格の算定】



※ 「⑦契約管理課提示単価による積算」に係る経費の最低制限価格の算定については、⑦の経費を「直接人件費+直接物品費(90%を乗じる経費)」と「それ以外の経費(70%を乗じる経費)」を1:1の配分とみなし、配分後の各経費にそれぞれに応じた率を乗じて得た額の合計額が、結果的に⑦の経費に80%を乗じて得た額と同額となることから、積算額の80%としています。